

○白川町手数料条例（抜粋）

別表(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の金額
34 広告板等許可申請	<p>ネオンサインその他の電飾設備を有しないもの 広告表示面積5m<sup>2</sup>又は5m<sup>2</sup>未満の端数につき許可の有効期間(以下この項において「許可期間」という。)が1年以下のものにあつては900円、許可期間が1年を超え2年以下のものにあつては1,520円、許可期間が2年を超えるものにあつては2,240円</p> <p>ネオンサインその他の電飾設備を有するもの 広告表示面積5m<sup>2</sup>又は5m<sup>2</sup>未満の端数につき許可の有効期間(以下この項において「許可期間」という。)が1年以下のものにあつては1,200円、許可期間が1年を超え2年以下のものにあつては2,090円、許可期間が2年を超えるものにあつては3,080円</p>
35 電柱等利用広告物許可申請	1個につき 300円
36 立看板許可申請	1枚につき 200円
37 はり紙許可申請	100枚又は100枚未満の端数につき 400円
38 はり札許可申請	1枚につき 80円
39 広告幕等許可申請	1枚につき 300円
40 アドバルーン許可申請	1個につき 600円
41 その他屋外広告物許可申請	1個につき 300円